

経営者協会だより

中小企業経営者協会
中小企業経営労務研究所
横浜市青葉区青葉台2-10-20 第2志田ビル3階1号室
TEL : 045-988-5155 FAX : 045-988-5165
<http://www.chukeirou.jp>
E-mail : chukeirou@gol.com

CONTENTS

page

- 1 長時間労働、徹夜勤務明けにバイクで帰宅
過労による交通事故死に和解勧告
- 2 **特集**
準備は何か？「労働保険の年度更新」
- 4 **TOPICS**
 - 勤務先に誇りや愛着がある人は約半数
 - 上場企業の課長、「業務量が増加」過去最高に
 - 就労条件総合調査、年休取得率は低い水準で推移

- 6 すっきりわかる。労災保険
労災なのに健康保険を使用。
自己負担分だけ返してもらえる？
- 7 人事労務の法律ミニ教室
外注業者でも
労働者と判断されることがある！？
- 8 活かしてますか？就業規則
職場のルール、服務規律と懲戒とは？
- 8 労務ひとこと
大手引越し会社、
3年に渡る紛争にやっと決着

長時間労働、徹夜勤務明けにバイクで帰宅 過労による交通事故死に和解勧告

新入社員の男性が徹夜勤務明けにバイクで帰宅途中、事故死したのは過労による睡眠不足が原因だとして、遺族が勤務先に損害賠償を求めた訴訟で、横浜地裁は2月8日、通勤方法にも会社側の安全配慮義務があるとして「過労事故死」と認めた上で、和解勧告しました。

* * * *

男性は22時間弱の徹夜勤務後に原付バイクで帰宅中、電柱に衝突して亡くなりました。報道によると、男性の業務は深夜や早朝に及ぶため、会社はバイク通勤を認めていたといいます。

裁判長は和解勧告において、直前1カ月の残業が91時間あまりに及んだとして「顕著な睡眠不足」を認定。

また、「雇用主は労働者の通勤に際し、過労で事故を起こさないよう注意する安全配慮義務を負う」「事故の危険を認識できたのに、公共交通機関を利用するよう指示しなかった」と安全配慮義務違反を認めました。

さらに、大手広告代理店の新入社員の過労自殺にもふれ、「過労死撲滅は喫緊に解決すべき重要課題で、従業員や家族、社会全体の悲願だ」と強調しています。

和解条項には、会社が勤務間インターバルの導入など再発防止策を実施することが盛り込まれました。

新たな労災？

今回の和解勧告は、「過労による交

通事故死」という労働災害の新たな類型を提起する形となり、注目されています。

これまで、長時間勤務により疲労がたまつた状態の社員がどのように帰宅するかということまで、企業の責任として焦点があてられることはあまりありませんでした。

しかし、長時間労働に対して社会や行政から厳しい目が向けられる中、これからは長時間勤務後の社員にはマイカーやバイクを運転して帰宅させないよう注意するといったことまで企業が配慮していかなければならないかもしれません。